

接続約款変更届出書

令和7年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

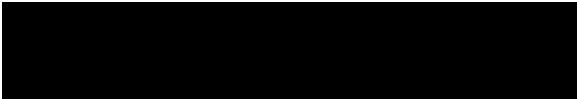
住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 わ い や れ す し て い ぶ ら ん に ん ぐ か ぶ し き が い し ゃ
Wireless City Planning 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー つくだ ひでゆき
代表取締役社長 兼 CEO 佃 英幸

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連 絡 先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実 施 期 日	令和 7 年 3 月 7 日
---------	----------------

別紙

当社接続約款第4条第1項で準用する特定事業者の接続約款の規定を別添のとおり変更します。

参考(当社接続約款第 4 条)	
(特定事業者が定める接続約款の準用)	
第 4 条	当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。
2	前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします。

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新					旧				
料金表					料金表				
第1表 接続料金					第1表 接続料金				
第1 網使用料 (略)					第1 網使用料 (略)				
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料				
1 適用 (略)					1 適用 (略)				
2 料金額					2 料金額				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
(1) 直収パケット接続機能(L2接続)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(1) 直収パケット接続機能(L2接続)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	(略)	(略)
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	(略)	(略)			(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	(略)	(略)
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	102,418 円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	92,753 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	10,241 円	月額			(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	9,275 円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	(ア) 10Mbps のもの	99,951 円	月額		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>での間に限り適用します。</u>	<u>(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に</u>	<u>9,995 円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)	(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	(略)	(略)
		(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	(略)	(略)			(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	<u>102,418 円</u>	月額		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	<u>92,753 円</u>	月額
		(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	<u>10,241 円</u>	月額			(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	<u>9,275 円</u>	月額
(3) MVNO 回線 管理機能	<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日ま での間に限り適 用します。</u>	<u>(ア) 10Mbps の もの</u>	<u>99,951 円</u>	<u>月額</u>	(3) MVNO 回線 管理機能	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに</u>	<u>9,995 円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)		令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

	間に限り適用します。					間に限り適用します。			
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>87</u> 円	月額		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>84</u> 円	月額
	<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>85 円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
附則 (略) <u>附 則(令和 7 年 2 月 27 日 MKS2502250007500001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和 7 年 3 月 7 日から実施します。</u>					附則 (略)				